「千葉県生活支援体制整備事業支援事業」に係る業務委託 募集要項

1 事業名称

「千葉県生活支援体制整備事業支援事業」

2 研修の目的

生活支援体制整備事業の推進に向け、広域的な視点で市町村を支援するための研修、 及び圏域別情報交換会を行う。

市町村が地域支援事業の中で取り組む生活支援体制整備事業において、生活支援等サービスの資源開発や地域のネットワーク構築等を行う生活支援コーディネーターを養成する研修を行う。

既に活動を行っている生活支援コーディネーターを中心に、知識・技術の向上やコーディネーター同士のグループワークの実施等を含めたフォローアップ研修を実施する。

3 委託業務の概要

(1)業務内容

別添「『千葉県生活支援体制整備事業支援事業』業務委託仕様書」のとおり

(2)履行期間

業務委託契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

(3)委託金額

2,933,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

4 応募資格

研修を適切に実施できるもので、次の全ての要件を満たす企業・団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない ものであること。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- (4)特定の公職者(候補者を含む)、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした 団体ではないこと。
- (5) 暴力団でなく、且つ、役員等が暴力団員でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の 下にある団体でないこと。

5 全体スケジュール

内容	期間
公募	令和6年4月23日(火)から
	5月7日 (火) まで

質問受付期限	令和6年5月1日(水)午後5時
応募書類等提出期限	令和6年5月7日(火)午後5時
審查	令和6年5月中旬~5月下旬(予定)
(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	※日時は対象者へ別途連絡します。
結果通知	令和6年5月下旬~6月上旬(予定)
	※各応募者に文書で通知します。

6 応募方法

(1) 応募書類

応募に際しては、以下の書類を提出すること。

ア申込書(様式1)

イ団体概要 (様式2)

次の資料を添付すること。

- ・定款又は規約
- ・直近2事業年度の事業報告書、決算書
- ・その他様式は問わないが、団体等の概要を明記したもの。

ウ企画提案書(様式3)

工見積書(様式4)

※委託にかかる全ての費用を含むこと。

才確認書(様式5)

- (2) 提出部数 各 正本1部、副本8部
- (3) 提出上の注意
 - ①提出書類は、A4判・縦置きサイズで両面印刷とすること。
 - ②提出書類は、左端に2穴を開けて綴じること。
- (4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出期限

令和6年5月7日(火)午後5時(必着)

※未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱う。

7 応募書類の入手方法

応募書類は、千葉県健康福祉部高齢者福祉課において配布する。

また、千葉県健康福祉部高齢者福祉課ホームページからダウンロードすることもできる。

8 審査

「千葉県生活支援体制整備事業支援事業に係る選考委員会」(以下、委員会という。)に おいて、提出書類及びプレゼンテーション、ヒアリングにより応募者からの企画提案内容 等を審査し、最優秀提案者を選考する。

なお、6件以上の応募があった場合は、書面による事前審査を実施した上で、プレゼン

テーションを行う5団体を選定する。

(1)審查方法

次表の項目に従い審査を行い、最も高い評価を得た応募者を最優秀提案者とする。

評価項目	審査内容
研修に対する 認識	提案内容が本事業の意図と合致しているか。
同種の事業に 関する実績	同種の事業の実績を豊富に有しているか。
委託業務	業務を実施できる組織や体制が整っているか。
実施体制	参加者の交通の利便性や地域性などを考慮した開催場所となっているか。
研修内容	研修目的を達成できるカリキュラムとなっているか。
	研修内容が、受講者の活動に活かせる内容となっているか。
	受講者の理解を深められるよう工夫されているか。
講師等の手配に関する手法	研修目的にあった講師の選定がされているか。
	想定する講師が明確で、実行可能性が高いか。
経費	見積額の算定根拠や内訳が的確か。
	適正な算定方法と認められ、かつ、金額は妥当か。
	費用対効果に優れているか。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

日時:令和6年5月中旬~5月下旬(予定) ※日時は対象者へ別途連絡

場所:対象者へ別途連絡

出席者: 3名以内

留意事項:

・ 説明は、提出した企画提案書等の資料を用いて行うものとする。

・ プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

(3) 結果通知

結果については、プレゼンテーション後に、応募者全員に文書で通知するとともに、 最優秀提案者を千葉県ホームページ上で公開する。

(4) その他

審査に関する異議には一切応じられない。

9 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応する。

(1)受付期間・方法

令和6年5月1日(水)午後5時までに電子メールで問い合わせること。

その際、件名を「千葉県生活支援体制整備事業支援事業【質問】(会社名)」とし、 本文中に質問を簡潔に記載すること。

(2) 質問の回答

質問のあったすべての事項とそれに対する回答は、随時、千葉県ホームページに掲載 する。

10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書(様式4)の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載があった場合、又はその金額が訂正されていた場合
- (6) 前記各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為や提出書類の 重大な記載不備等、委員会が失格であると認めた場合

11 その他の留意事項

- (1) 本案件に参加する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3)提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4)提出された書類は一切返却しない。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき提出案件を公開する場合がある。

12 企画提案書等の問い合わせ・提出先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班 (担当者:都築)

TEL 043-223-2328

FAX 043-227-0050

E-mail ki-kourei@mz.pref.chiba.lg.jp